

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:水道部業務課 No.003

処 分 名	水道事業の用に供する行政財産の目的外使用の許可
処 分 の 概 要	水道事業の用に供する行政財産を使用する場合は、水道事業管理者の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条第 3 項 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項 春日部市水道事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程（平成 17 年 10 月 1 日企業管理規程第 11 号）第 2 条
審 査 基 準	◎水道事業の用に供する行政財産の使用は、次のいずれかに該当する場合に限り許可します。 （1）公用又は公共の用に供する場合 （2）電気事業、ガス事業等の公益事業の用に供する場合 （3）災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させる場合 （4）その他水道事業管理者が必要と認めた場合
標準処理期間	10 日（行政財産使用料の算定に要する期間 5 日を含む）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	水道部事務所 1 階業務課窓口への提出
備 考	原則、行政財産使用料が課せられます（減免申請可）。 管理上必要があるときは、使用について条件を付すことがあります。

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■地方公営企業法

(資産の取得、管理及び処分)

第 33 条 (略)

2 (略)

3 地方公営企業の用に供する行政財産を地方自治法第二百三十八条の四第七項の規定により使用させる場合に徴収する使用料に関する事項については、管理者が定める。

■地方自治法

(行政財産の管理及び処分)

第 238 条の 4 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

■春日部市水道事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程

(使用の許可)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行政財産の使用を許可することができる。

- (1) 公用又は公共の用に供するため、当該行政財産を使用する場合
- (2) 当該行政財産を電気事業、ガス事業等の公益事業の用に供する場合
- (3) 災害その他の緊急事態の発生により、当該行政財産を応急施設として短期間使用させる場合
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、春日部市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めた場合